

四 會社ハ毎年春秋二回適當ノ方法ヨリ従業員全部ノ慰安會ヲ興行ス

五 安治川及發電所ニ在ル石炭賞與金ノ配給方法ハ同前従業員員ニ公表ス

六 期末賞與ヲ従業員全般ニ配給スルコトハ種々ノ困難ヨリ相當ノ考究ヲ要スルモノト認ム

七 大正十年三月ノ結算ニ係ル増資記念分配ニ關スル株主總會ノ決議ハ既ニ之ヲ公表セリ、但シ其ノ分配方法ノ内容ハ公表スルニ由ラ

八 名称ノ変更ハ異議ナキモ助手ノ待遇ニ關シテハ他ニ關係アルヲ以テ近ク一般社則變更降ニ考慮スルモノトス

九 扶助助料

助手職工雜役者扶助規程一部ヲ改訂ス

第六條 助手職工雜役者負傷又ハ疾病ノ治療ニ

於テハ於テ尚身作ノ障害ヲ存スルトキハ在_左ノ障害扶

助料ヲ支給ス

一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 日給二百日分以上

二 終身帶役ニ服スルコト能ハサルモノ 日給百七十日分以上

三 従来ノ職務ニ從事スルコト能ハサルモノ、健康日ニ復スルコト

能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

日給百日分以上

四 身体ヲ傷害シ且、復スルコト能ハスト雖モ引續キ従来

ノ職務ニ從事スルコトヲ得ルモノ 日給三十日分以上

第七條 (差老年金支給ノ關スル規程現行法ニ依ル)

第八條 助手職工雜役者死シタルトキ、其ノ遺族ニ日